

家電リサイクル法について

すでに平成13年から家電リサイクル法が施行され家電4品目の再商品化が行われています。これら4品目はごみステーションに出されても収集いたしませんので、リサイクル（再商品化）料金と収集・運搬料金を合わせた金額を支払って引き取ってもらわなければなりません。詳しい内容については次のようになります。

【引取りを求める小売業者】

家電製品の処分を求める小売業者は、どの小売業者でも良いわけではありません。場合により次のように引取りを求める小売業者が変わってきます。

①使用できなくなり処分のみを行う場合

処分する家電製品を購入したときの小売業者に引取りを求めてください。

②新しく買い替えを行う場合
新しい家電製品を購入する小売業者に引取りを求めてください。

※緊急的な引越し等による特殊な場合等は日置町役場保健課（保健センター）までご相談ください。

【引取りの際にかかる料金】

小売業者に引取りを求めるときには、次のような料金を排出者が負担することになります。

①リサイクル（再商品化）料金

引取ってもらった家電製品をリサイクルするため必要な料金のことで品目ごとに左表の料金がかります。

リサイクル料金表

冷蔵庫	エアコン	テレビ	洗濯機
4,600円	3,500円	2,700円	2,400円

※上記料金には消費税は含まれていません。
○ただし、表の料金と違うリサイクル料金を設定している製造業者もありますので小売業者にご確認ください。

	○ 対象	× 対象外	左記以外の付属品等の取り扱い
エアコン	<p>壁掛形のセパレートタイプ 床置形のセパレートタイプ ウインドタイプ 壁掛形の高スピーターエアコン 壁掛形の石油ハイブリッドエアコン</p>	<p>天井埋め込み形エアコン 壁埋め込み形エアコン 室外機に付属の工事部材</p>	<p>対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ①ワイヤレスリモコン（ただし電池は除くこと） ②室内機用の取付金具 ③一体型の純正据付部材 <p>対象外</p> <ul style="list-style-type: none"> ①別売りのドレインパイプ及び配管カバー（スリムダクト等）の部材 ②室外機の置台及び屋根 ③取扱説明書等の印刷物
テレビ	<p>ブラウン管式テレビ VTR内蔵テレビ（ブラウン管式） プロジェクションテレビ</p>	<p>液晶テレビ テレビ台 パソコンモニター AVモニター</p>	<p>対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ①ワイヤレスリモコン（ただし電池は除くこと） ②着脱式付属専用スピーカー（ただし、本体に装置、固定状態にすること） <p>対象外</p> <ul style="list-style-type: none"> 取扱説明書等の印刷物
冷蔵庫	<p>冷蔵庫 ワイン庫（ワインセラー） 冷凍冷蔵庫 冷凍ストッカー</p>	<p>冷凍庫（ホームフリーザー） ショーケース</p>	<p>対象</p> <ul style="list-style-type: none"> 商品同梱の付属品（例、製氷皿、棚、野菜カゴ等） <p>対象外</p> <ul style="list-style-type: none"> 取扱説明書等の印刷物
洗濯機	<p>全自動洗濯機 2槽式洗濯機 乾燥機能を有する洗濯機</p>	<p>衣類乾燥機 乾燥機置き台</p>	<p>対象</p> <ul style="list-style-type: none"> 商品同梱の付属品（例、洗濯カゴ等） <p>対象外</p> <ul style="list-style-type: none"> 取扱説明書等の印刷物

②収集運搬料金

家電製品を製造業者が指定する引取り場所まで運搬を行うために必要な料金のことです。収集運搬料金については小売業者によって設定価格が異なる

りますので小売業者にお問合せください。

手続きの方法は、町内の小売店においては、リサイクル料金と収集運搬料金を直接支払う場合と、郵便局

を利用して手続きを行う場合との2通りがあります。どちらの方法で手続きを行うかは、引取りを求める小売業者とご相談のうえお決めください。